

別記様式1（第4条関係）

令和元年 月 日
(2019年)

西宮市長 石井 登志郎 様

申請者 住 所
会 社 名
代表者名 印

官民協働による「西宮市民べんり帳」共同発行事業に係る
企画提案参加申込書

官民協働による「西宮市民べんり帳」共同発行事業に係る企画提案について、参加の申込みを行います。

また、本書に添付して提出する書類の記載内容については、全て事実と相違ありません。

担 当 者 _____
電話番号（代表・直通） _____
F A X _____
E-mail _____

別記様式2（第6条第5項関係）

令和元年 月 日
(2019年)

様

西宮市長 石井 登志郎
(公印無きもの無効)

官民協働による「西宮市民べんり帳」共同発行事業に係る
企画提案審査結果について

標記の件について、次のとおり通知します。

【審査結果】

貴社が官民協働による「西宮市民べんり帳」共同発行事業者に決定しました。
協定等の手続きにつきましては、改めてご連絡いたします。

担 当
西宮市政策局市長室広報課
担当 梶川
電話 0798-35-3403
FAX 0798-35-3449

別記様式3（第6条第5項関係）

令和元年 月 日
(2019年)

様

西宮市長 石井 登志郎
(公印無きもの無効)

官民協働による「西宮市民べんり帳」共同発行业務に係る
企画提案審査結果について

標記の件について、次のとおり通知します。

【審査結果】

このたびの官民協働による「西宮市民べんり帳」共同発行业務者には決定されませんでした。

担 当

西宮市政策局市長室広報課

担当 梶川

電話 0798-35-3403

FAX 0798-35-3449

別記様式4（第7条第2項関係）

誓 約 書

西宮市との「官民協働による『西宮市民べんり帳』共同発行事業（以下、「本事業」という。）」に係る業務の実施に当たり、下記のとおり誓約する。また、西宮市長がこの誓約書の写し及び役員等の名簿、その他西宮市長が必要と認める書類の写しを兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、西宮市長が警察署長に下記2のことについて意見聴取（文書照会）することに同意する。

記

- 1 市税等の滞納をしていないこと。
- 2 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第67号。以下、「条例」という）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 本事業に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1及び2に該当する者をその受託者としめないこと。また、その第三者が別の第三者を受託者とする場合など業務の一部を受託するすべての第三者についても、上記1及び2に該当する者をその受託者としめないよう指導すること。
- 4 本事業の業務の一部を受託するすべての第三者に対しては、この誓約書の趣旨を説明のうえ、誓約書及び役員名簿等の書類を求め、速やかに市に提出すること。
- 5 この誓約書に違反したときには、協定の解除及び解除の事実についての公表など、市が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

令和元年 月 日
(2019年)

西宮市長 様

共同発行事業者
住 所 (所在地)

氏 名 (法人名及び代表者氏名)

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）となり、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあつては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）
 - （ア）自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - （イ）暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - （ウ）（ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用して事業者
- （4）関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

誓 約 書

令和元年 月 日
(2019 年)

西宮市長 宛

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇市〇〇区〇〇町〇〇 以下、「本市共同発行事業者」とする) が募集する「西宮市民べんり帳」への広告掲載を申し込むにあたり、西宮市が広告掲載を決定する際に必要とする事項につき、下記のとおり誓約する。

記

- 1 市税等の滞納をしていないこと。
- 2 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 67 号。以下、「条例」という) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条第 3 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 上記 2 のことについて、西宮市長が兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長に意見聴取(文書照会) するために、役員等の名簿、その他必要と認められる書類の写しの提出を求めた場合はこれに応じること。
- 4 西宮市民べんり帳に掲載される内容について、複写・転載をしないこと。
- 5 この誓約書に違反したときには、本市共同発行事業者との広告掲載契約の解除や、西宮市長の行う一切の措置について異議を唱えないこと。

広告掲載申込者	西宮市使用欄
住所(所在地) 氏名(名称) 電話・FAX 番号 代表者職氏名	
住所(所在地) 氏名(名称) 電話・FAX 番号 代表者職氏名	
住所(所在地) 氏名(名称) 電話・FAX 番号 代表者職氏名	
住所(所在地) 氏名(名称) 電話・FAX 番号 代表者職氏名	
住所(所在地) 氏名(名称) 電話・FAX 番号 代表者職氏名	

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）となり、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）
 - （ア）自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - （イ）暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - （ウ）（ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用している事業者
- （4）関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。